

都道府県・政令指定都市名	15 新潟県
--------------	--------

時点:2023年4月1日(特に記述のある場合を除く)

問1 男女共同参画・女性問題に関する事務を総合的に所管する組織

局 部 課 ( 室 ) 名	知事政策局政策企画課(男女平等・共同参画推進室)
担 当 職 員 数	7 人 (専任 5 人、兼任 2 人)

問2 国の「男女共同参画推進本部」に相当する本庁の連絡会議(推進体制)

名 称	新潟県男女平等推進施策調整会議
設 置 年 月 日 ( 西 暦 ) ・ 根 拠	2001年7月23日 根拠: 男女平等推進施策調整会議設置要綱
長 の 役 職	知事

問3 男女共同参画に関する諮問機関、懇談会等

諮問機関、懇談会等の名称	新潟県男女平等社会推進審議会
設 置 年 月 日 ( 西 暦 )	2002年8月1日
構 成 員 数	19 人 (女性 11 人、男性 8 人)

問4 男女共同参画に関する計画

計 画 期 間 ( 西 暦 )	2022 年 4 月 ~ 2027 年 3 月
名 称	第4次新潟県男女共同参画計画(男女平等推進プラン)
改定・見直しの予定時期	2027年4月1日
1. 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(以下「女性活躍推進法」という。)の推進計画と一体である	1
2. 女性活躍推進法の推進計画と別に作成	

問5 男女共同参画に関する条例

有の場合	名 称	新潟県男女平等社会の形成の推進に関する条例
	公 布 日 ( 西 暦 )	2002年3月28日
	施 行 日 ( 西 暦 )	2002年4月1日
	最 終 改 正 日 ( 西 暦 )	2022年3月29日
	改 正 内 容	組織改正に伴う所要の改正
無の場合	改正が予定されている場合、改正予定時期(西暦):	年 月
	1. 制定等について検討中	具体的な状況:
	2. 特に検討していない	

問6 審議会等委員への女性の登用

調査時点コード	1:2023年4月1日	2:その他(西暦)	2023年6月1日
目 標 値	(西暦) 年度まで	%	
根 拠	第4次新潟県男女共同参画計画(男女平等推進プラン)		
目標設定の対象である審議会等の範囲	法令又は条例により設置されている附属機関		
目標設定の対象である審議会等における登用状況	調査時点コード	2	審議会等数( 72 )うち女性委員を含む審議会等数( 72 )
	延総委員等数( 1,296 )	延女性委員等数( 484 )	女性比率( 37.3 )
地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況	調査時点コード	2	審議会等数( 72 )うち女性委員を含む審議会等数( 72 )
	延総委員等数( 1,296 )	延女性委員等数( 484 )	女性比率( 37.3 )
法律又は政令により地方公共団体に置かなければならない審議会等における登用状況	調査時点コード	2	審議会等数( 37 )うち女性委員を含む審議会等数( 37 )
	延総委員等数( 915 )	延女性委員等数( 317 )	女性比率( 34.6 )
地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況	調査時点コード	1	審議会等数( 9 )うち女性委員を含む審議会等数( 8 )
	延総委員等数( 78 )	延女性委員等数( 15 )	女性比率( 19.2 )
目標値以外の目標設定			
女性登用方針	人材名簿作成の有無	1. 有 2. 無 3. 作成予定有	1 有の場合、1. 公表 2. 非公表 2
	人材名簿がある場合	掲載人数	926 人 ( 2017 年 3 月現在)
	そ の 他	人材育成事業の実施の有無(1. 有 2. 無)	2
	委員の公募(1. 有 2. 無)	1	
	そ の 他	審議会等委員への女性登用推進要綱に基づく事前協議の実施	

問7 女性公務員の採用・登用状況

問7-1 管理職の在職状況

調査時点コード	1:2023年4月1日	2:その他(西暦)											
管理職総数	(人) (A)=(C+E+G)	うち女性管理職数(人) (B)=(D+F+H)	女性比率(%) (B/A)	女 性 管 理 職 の 内 訳									
				部局長相当職			次長相当職			課長相当職			
	(人)	(人)	(%)	(人)	うち女性数(D)	女性比率(%)	(人)	うち女性数(F)	女性比率(%)	(人)	うち女性数(H)	女性比率(%)	
本庁	計	356	34	9.6	87	8	9.2	5	0	0.0	264	26	9.8
	うち一般行政職	233	27	11.6	51	8	15.7	2	0	0.0	180	19	10.6
支庁・地方事務所等	計	548	70	12.8	72	4	5.6	40	3	7.5	436	63	14.4
	うち一般行政職	289	22	7.6	35	3	8.6	3	0	0.0	251	19	7.6
全体	計	904	104	11.5	159	12	7.5	45	3	6.7	700	89	12.7
	うち一般行政職	522	49	9.4	86	11	12.8	5	0	0.0	431	38	8.8
再掲	警察関係	159	7	4.4	50	0	0.0	0	0		109	7	6.4
	教育委員会	52	7	13.5	10	1	10.0	0	0		42	6	14.3

問7-2 職務上の地位別職員在職状況

調査時点コード		1:2023年4月1日			2:その他(西暦)		
		課長補佐相当職(人)	うち女性数(人)	女性比率(%)	係長相当職(人)	うち女性数(人)	女性比率(%)
		本庁	計	651	115	17.7	941
	うち一般行政職	436	86	19.7	388	133	34.3
支庁・地方事務所等	計	1,689	426	25.2	1,850	611	33.0
	うち一般行政職	803	108	13.4	645	222	34.4
全体	計	2,340	541	23.1	2,791	834	29.9
	うち一般行政職	1,239	194	15.7	1,033	355	34.4
再掲	警察関係	358	38	10.6	1,264	133	10.5
	教育委員会	150	35	23.3	132	91	68.9

問7-3 新規昇任者数(2022年4月1日～2023年3月31日)

		課長相当職			課長補佐相当職			係長相当職		
		(人)	うち女性数(人)	女性比率(%)	(人)	うち女性数(人)	女性比率(%)	(人)	うち女性数(人)	女性比率(%)
本庁	計	55	3	5.5	67	19	28.4	97	26	26.8
	うち一般行政職	38	1	2.6	46	15	32.6	61	16	26.2
支庁・地方事務所等	計	81	14	17.3	120	47	39.2	157	54	34.4
	うち一般行政職	48	5	10.4	38	12	31.6	33	11	33.3
全体	計	136	17	12.5	187	66	35.3	254	80	31.5
	うち一般行政職	86	6	7.0	84	27	32.1	94	27	28.7
再掲	警察関係	19	1	5.3	44	9	20.5	109	17	15.6
	教育委員会	14	2	14.3	12	6	50.0	5	2	40.0

問7-4 昇任・昇格等登用の考慮要素となる事項

	勤務成績	昇任試験		昇格試験		部局等の推薦	経年数	遠隔地での長期研修(4週間以上)	遠隔地での勤務経験	本人の希望	その他
		面接のみ	面接以外	面接のみ	面接以外						
課長相当職	○		○		○		◎			○	
課長補佐相当職	○		○		○		◎			○	
係長相当職	○		○		○		◎			○	

問7-5 昇任・昇格試験の受験者数(2022年4月1日～2023年3月31日)

	全受験者数(人)	女性受験者数(人)	女性受験率(%)
昇任試験	910	130	14.3
昇格試験	0	0	

問7-6 女性公務員の採用状況(2022年4月1日～2023年3月31日)

	総数(人)	うち女性数(人)	女性比率(%)
全体	372	188	50.5
うち上級	208	89	42.8
うち一般行政職	140	61	43.6
うち上級	92	43	46.7
うち警察関係	118	31	26.3
うち上級	63	12	19.0

問7-7: 職員の通称又は旧姓の使用、明記した規定

1. 明記した規定があり、認めている。
2. 明記した規定はないが、運用上認めている。
3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。
4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。

問7-8: 当該規定(規則、条例、別表等)の該当部分の規定

規則名	規定内容
	【知事・企業・病院・教育】職場における旧姓使用の取扱いについて、【警察】新潟県警察職員旧姓使用事務取扱要綱
該当部分の条文(本文)	<p>【知事・企業・病院・教育】</p> <p>1 旧姓使用の基本的な考え方</p> <p>(1) 結婚、離婚等で戸籍上の姓が変わった職員が、文書等に「旧姓を使用すること」については、法令上又は実務上特段の支障が生じるものを除き、旧姓の使用を認めることとする。</p> <p>【警察】</p> <p>第1 目的</p> <p>この要綱は、新潟県警察に勤務する職員(臨時又は非常勤の職員を含む。以下「職員」という。)が婚姻等により戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書、図画及び電磁的記録(以下「文書等」という。)に使用すること(以下「旧姓使用」という。)に関し、必要な事項を定めることを目的とする。</p>

問7-9: 本庁の防災・危機管理部局への女性職員の配置状況

調査時点コード	1:2023年4月1日	2:その他(西暦)
---------	-------------	-----------

防災・危機管理部局職員数(人)	うち女性数(人)		うち管理職数(人)	
	女性比率(%)	女性比率(%)	うち女性数(人)	女性比率(%)
63	9	14.3	9	11.1

問8 男女共同参画・女性のための総合的な施設の設置

名 称	新潟ユニゾンプラザ		愛称・通称			
設置年月日(西暦)	1996年8月1日		施設形態	2	1. 単独施設 2. 複合施設	
所在地等	郵便番号：950-0994 住 所：新潟県新潟市中央区上所2-2-2 電話番号：025-285-6610 FAX番号：025-285-6630 ホームページ：https://npwf.jp/					
管理・運営主体	1. 施設管理 直営(担当部局名： ) ○ 指定管理者(名称：(福)新潟県社会福祉協議会(予算計上：福祉保健部) ) その他( ) 2. 事業運営 直営(担当部局名： ) ○ 指定管理者(名称： ) ○ その他( (公財)新潟県女性財団へ事業費補助金交付 )					
職 員 数	常勤 (雇用(任用)期間の定めがない職員)	8 人	非常勤 (雇用(任用)期間の定めがある職員)	1 人	予算額	2023年度 66,722 千円
主な事業	<input type="checkbox"/> 1. 広報啓発(主な事項： ホームページによる情報発信、広報誌の発行 ) <input type="checkbox"/> 2. 講座(主な事項： 人材育成事業、地域セミナー ) <input type="checkbox"/> 3. 相談事業(主な事項： 専任相談員による相談受付 ) <input type="checkbox"/> 4. 情報収集・提供(主な事項： 男女共同参画のほか、福祉関係の書籍・資料などを収集、図書閲覧室での情報提供 ) <input type="checkbox"/> 5. 苦情処理(主な事項： ) <input type="checkbox"/> 6. 交流促進(主な事項： 女性関連施設交流会、企業交流会 ) <input type="checkbox"/> 7. 企業・NPO法人との連携・働きかけ(主な事項： NPO法人等との連携会議、企業交流会(再掲) ) <input type="checkbox"/> 8. 国際交流・海外派遣事業(主な事項： ) <input type="checkbox"/> 9. 調査研究(主な事項： ) <input type="checkbox"/> 10. その他(主な事項： 県、市事業の受託 )					
男女共同参画・女性に関するもの	※ 実施しているもの：○					

問9 男女共同参画・女性関係事業を推進するための基金・財団の設立(施設の管理運営の実施団体を含む。)

名 称	公益財団法人新潟県女性財団		基金・基本財産額	116,139	千円
設置年月日(西暦)	1993年4月20日		出資者	県、団体、企業等	

2つある場合

名 称			基金・基本財産額	千円	
設置年月日(西暦)			出資者		

問10 地方公共団体と民間団体(女性団体等)とのネットワーク

問10-1 各種女性団体連絡協議会等の有無	2	1. 有 問10-2 2. 無 名称等：	加盟団体数		
問10-3 地方公共団体からの助成・委託事業実施の有無	1	1. 有 2. 無	会 員 数		
問10-4 活 動 内 容 ※ 実施しているもの：○	1. 定例会議(情報交換会等)の開催 2. 機関誌の発行 3. 広報啓発パンフレット作成 4. その他 { 内容： }				

問11 市町村との連携及び市町村への指導・助言状況(都道府県) ※該当するもの：○

<input type="checkbox"/> 1. 担当者連絡会議の開催 <input type="checkbox"/> 2. 市区町村職員研修会の開催 <input type="checkbox"/> 3. 市区町村アドバイザー養成講座等の開催 <input type="checkbox"/> 4. 関係情報の収集提供 <input type="checkbox"/> 5. 審議会等女性登用の働きかけ <input type="checkbox"/> 6. 補助金等の交付 { 名称： 概要： } <input type="checkbox"/> 7. その他 { 内容： }	
---	--

問12 職員研修の実績状況 ※実施しているもの：○

男女共同参画・女性問題に関する職員研修の実施

<input type="checkbox"/> 1. 職員向けに、男女共同参画・女性問題をテーマとした講演会、研修会等を実施 <input type="checkbox"/> 2. 職員研修のプログラムの一部に、男女共同参画・女性問題の講義等を組み入れ <input type="checkbox"/> 3. 国、民間等が行う男女共同参画・女性問題に関する研修に職員を派遣 <input type="checkbox"/> 4. 男女共同参画の観点からの防災に関する研修の実施
--

女性職員の研修受講への配慮

<input type="checkbox"/> 1. 女性職員を対象とした能力開発や管理職登用のための研修を実施 <input type="checkbox"/> 2. 研修受講職員の男女比を配慮 <input type="checkbox"/> 3. その他 { 内容：警察職員研修で、警察学校に入寮して教養を受けることが困難な職員のために通学制度を設けている。 }
---

問13 担当局(部)課(室)所管の男女共同参画・女性関係予算

事 項	2022年度予算 (千円)	2023年度予算 (千円)	備 考
関係予算総額(施設整備費を除く)	91,751	81,181	
上記関係予算が一般会計予算総額に占める割合	0 %	0 %	
男女共同参画・女性のための施設整備費	0	0	

問14 公共調達における男女共同参画及びワーク・ライフ・バランス項目の設定状況

※該当するもの：○

		項目の設定
1	公共工事の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	○
2	物品の購入等の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	
3	総合評価落札方式の一般競争入札を適用している場合における男女共同参画等の項目の設定	○
4	その他の公共調達における男女共同参画等項目の設定(○の場合は(1)~(5)の該当項目に回答(複数回答可)してください。)	○
	(1) 指名競争入札又は随意契約により物品調達を行う際に認証している企業からの優先調達	○
	(2) 清掃、設備保守業務等の競争参加資格審査における項目の設定	
	(3) 指定管理者公募選定における評価項目の設定	
	(4) プロポーザル方式における評価項目の設定	
	(5) その他(内容:)	

↓(具体的に実施している内容:○)

		問14-1	問14-2	問14-3	問14-4
		1 公共工事の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	2 物品の購入等の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	3 総合評価落札方式による一般競争入札を実施している場合における男女共同参画等の項目の設定	4 その他の公共調達における男女共同参画等項目の設定
具 体 的 項 目	① 「えるぼし」認定、「くるみん」認定、「プラチナくるみん」認定、「ユースエール」認定を取得			○	
	② 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)	○			
	③ 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)	○			
	④ 地方公共団体が行う男女共同参画等に関する企業の認定・認証等を取得	○		○	○
	⑤ 役員に占める女性割合に関する項目				
	⑥ 管理職に占める女性割合に関する項目				
	⑦ 役員や管理職への女性の登用促進のための取組(ポジティブ・アクション、数値目標の設定等)				
	⑧ 仕事と育児・介護を両立するための取組(法定以上の育児・介護休業制度等)				
	⑨ ノー残業デーの設定など労働時間縮減に向けた取組				
	⑩ 短時間正社員制度の導入				
	⑪ 男性の育児・家事への参画促進に向けた取組				
	⑫ ワーク・ライフ・バランス関連表彰の受賞、認証実績(①~④を除く)				
	⑬ その他	○			

問15 男女共同参画等を推進している企業の登録・認定・認証、表彰制度の状況

		企業の登録・認定・認証制度	企業の表彰制度
企業の登録・認定・認証制度、表彰制度の実施の有無(1.有 2.無)		1	2
選 定 等 の 基 準	1 女性活躍推進法に基づく「えるぼし」認定、次世代法に基づく「くるみん」認定、「プラチナくるみん」認定又は若者雇用促進法に基づく「ユースエール」認定を取得		
	2 女性活躍推進法又は次世代法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)	○	
	3 役員に占める女性割合に関する項目		
	4 管理職に占める女性割合に関する項目		
	5 役員や管理職への女性の登用促進のための取組	○	
	6 その他「登用促進等」に関する項目		
	7 仕事と育児・介護を両立するための取組	○	
	8 ノー残業デーの設定など労働時間縮減に向けた取組	○	
	9 短時間正社員制度の導入		
	10 男性の育児・家事への参画促進に向けた取組	○	
	11 ワーク・ライフ・バランス関連表彰の受賞、認証実績(1、2を除く)		
	12 その他	○	

→ 「企業の登録・認定・認証制度」の具体的な名称	ハッピー・パートナー企業(新潟県男女共同参画推進企業)登録制度(2, 5, 7, 8, 10, 12)
→ 「企業の表彰制度」の具体的な名称	

問16 地域における女性活躍推進連携体制の構築状況

1 ある	1	→	女性活躍推進法第23条の「協議会」の具体的な名称	新潟県女性活躍推進協議会
2 現在は無いが、今後検討する			上記以外の具体的な名称	

問17 男女共同参画に関するデータ集(白書等)の作成状況

問17 住民の状況や活動を男女別に明らかにすることを主たる目的とするデータ集(白書、データブック等)の公表	1	1.有 2.無	問17-1 名称	男女平等社会づくりに向けた県民意識調査報告書	
問17-1 公表周期	1. 定期	2. 不定期	2	定期的場合 年毎	
公表主体 (※ 該当するもの:○)	○	1. 男女共同参画・女性問題に関する事務を総括的に所管する課(室) 2. 統計情報に関する事務を総括的に所管する課(室) 3. 男女共同参画・女性のための総合的な施設の指定管理者 4. その他 ( )			

## 問18-1 2023年度実施予定事業

名 称	事 業 内 容 等	参加予定者数	時 期
1. 広報啓発			
・ イベント等での男女共同参画コーナーの設置	各種フェスタでの「男女共同参画コーナー」の設置(パネル展示、県民向け啓発冊子の配布等)		随時
・ 「ふれ愛ほつらいん」(男女平等・共同参画推進室だより)の発行	行政機関・女性団体のイベント情報や、男女共同参画等に関する各種情報を掲載し、県民の意識啓発を目的とした広報誌を発行		年3回
・ 新潟県男女共同参画計画(男女平等推進プラン)年次報告書の作成	新潟県男女共同参画(男女平等推進プラン)の進捗状況について、指標の達成状況や現状分析及び関連事業の実施状況や今後の取組等を取りまとめ、年次報告書を作成し、公表		3月
2. 表彰			
3. 講座			
・ にいがた県政出前講座	県民を対象に、より多くの方に男女共同参画について理解してもらうため、地域の集会や職場等に県の職員が直接出向き、国・県の取組や男女共同参画計画、推進状況について説明	申込内容により異なる	随時
・ 女性の再就職支援講座	子育てなどで一時離職している女性など、様々な理由で就労していない女性を対象に、就労に対する意識醸成、参加者同士の交流、就労に資する諸制度・情報提供を行う講座を実施	80人	10～12月
・ 女性リーダー養成講座	女性リーダー・女性管理職候補を対象に、リーダーとしてのスキルアップ、意識醸成、参加者同士のネットワークづくりに資する意見交換などを行う講座を実施	60人	10～11月
・ 企業担当者向けセミナー	企業経営者、企業の男女共同参画担当者を対象に、女性活躍の推進や女性管理職登用に当たっての啓発等を実施	60人	9～11月
・ 次世代ゼネラルマネージャー育成事業	産学官金の連携により、経営に参画する次世代の女性リーダー(ゼネラルマネージャー)を育成するための実践的な研修を実施	60人	8～3月
・ 男性育休の取得促進セミナー	男性育休の取得を促進するため、経営者・管理者向け及び従業員向けに男性育休セミナーを開催		
・ 理工系女性のロールモデル啓発のための出前講座	中学校等への出前講座により、理工系進路のロールモデルとなる女性の講演等を実施		通年
4. 相談事業			
・ 男女平等推進相談員配置事業	性別による差別的取り扱い等に関する相談について、専任の相談員が、電話・面接・チャットによる方法で相談を受け付ける。		通年
5. 情報収集・提供			
6. 苦情処理			
7. 交流促進			
・ ハッピー・パートナー企業(新潟県男女共同参画推進企業)交流会議	ハッピー・パートナー企業間の情報交換による意識啓発や取組意欲の喚起を目的に、講演やグループワーク等を実施	50名程度	2月
8. 企業・NPO法人との連携・働きかけ			
・ 女性のつながりサポート事業	NPOとのネットワーク連携強化のための連携会議の開催		通年
9. 国際交流・海外派遣事業			
10. 調査研究			
11. その他			
・ 女性のつながりサポート事業	女性財団やNPO等が持つ知見を活用し、貧困をはじめとした様々な不安や困り事を抱える女性を支援(NPO等とのネットワーク連携強化、ピアサポートなどきめ細かい支援実施)		通年
・ 女性が活躍できる職場環境づくり支援事業	女性が活躍できる社会の実現に向け、ハッピー・パートナー登録企業の取組をさらに後押しするため、女性活躍推進法に基づく国の認定制度「えるぼし認定」の取得を目指す企業を支援		
・ 女性のキャリア形成に向けた職場環境づくり事業	女性のキャリア形成が産産・育児により中断しないような企業の先進的な取組について、持続可能な体制づくりを支援		8～3月

## 問19 都道府県議会の議員の両立支援体制等に関する調査(2023年7月1日)

議 会 名	新潟県議会		
議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)の有無	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1	
(欠席事由として明記した規定がある場合について) 取得することが可能な休業期間  【参考】労働基準法 第六十五条 使用者は、六週間(多胎妊娠の場合にあつては、十四週間)以内に出産する予定の女性が休業を請求した場合においては、その者を就業させてはならない。 2. 使用者は、産後八週間を経過しない女性を就業させてはならない。ただし、産後六週間を経過した女性が請求した場合において、その者について医師が支障がないと認めた業務に就かせることは、差し支えない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	2	
出産に係る産前産後期間を明記した規定の有無	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1	
規 則 名	新潟県議会会議規則		
明記した規定(規則、条例、別表等)の内容	第141条 議員は、公務、疾病、出産、育児、介護その他事故により、議会又は委員会に出席できないときは、予めその事由と日数(出産を事由とする場合にあつては、当該出産の予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の予定日(議員が出産したときは、当該出産の日)後8週間を経過する日までの範囲内で、当該議員が必要と認める期間)を記載した欠席届を議長又は委員長に提出しなければならない。		
休暇の期間の報酬について、減額の規定の有無	1. あり 2. なし 3. その他( )	1	
規 則 名	新潟県議会議員給与条例		
明記した規定(規則、条例、別表等)の内容	第4条 議員報酬は、その月に開かれた議会又は委員会等に全く出席しなかつたときは、その2分の1を減額して支給することができる。  ※規定は設けているものの、これまで本件条項を適用し、報酬を減額した事例はない。		
議会の欠席事由として、明記した規定の有無			
	1 個別の各事由を明記した規定がある。 2 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)		
配偶者の出産	4		
育児	1		
家族の看護	2		
家族の介護	1		
疾病	1		
その他	1 公務		
議員の利用することのできる保育施設等の議会での設置・提供状況	1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	4	
議員の利用することのできる授乳室等の議会での設置・提供状況	1. 専用の場所が設置されている。(常設) 2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	2	
議会におけるハラスメント防止に関する取組(ハラスメント防止に関する議員向け研修を除く。)	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	3	
行っている取組 ※実施しているもの:○	1. ハラスメント防止に関する規定(倫理規定等)がある。 2. ハラスメントに関する議員向け相談窓口を設置している。 3. その他( )		
規 則 名			
明記した規定(規則、条例、別表等)の内容			
ハラスメント防止に関する議員向け研修	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、行う予定である。 3. 行っておらず、今後、行う予定もない。	3	
当該研修において、令和4年4月に内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」を利用している又は利用する予定	1. 研修において利用している。 2. 研修において利用していない又は現在は研修を行っていないが、今後行う研修で利用予定である。 3. 研修において利用していない又は現在は研修を行っておらず、今後行う研修で利用する予定もない。		
男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	3	
議会における通称又は旧姓使用の認可の状況	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	1	

規 則 名	新潟県議会議員旧姓使用取扱要綱(平成11年5月26日議会運営委員会制定)
<p>条文本文</p> <p>(趣旨) 第1条 この要綱は新潟県議会議員(以下「議員」という。)が戸籍上の氏に代えて、旧姓を議会活動に使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(旧姓) 第2条 この要綱における旧姓とは、婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)により、氏を改めた者の婚姻等の前の戸籍上の氏をいう。</p> <p>(承認) 第3条 議員は、議長の承認を受けたときは、別表に掲げる事項を除き、旧姓を使用することができるものとする。</p> <p>(承認の申請) 第4条 議員は、前条の承認を受けようとするときは、旧姓使用承認申請書(様式第1号)を議長に提出しなければならない。</p> <p>(承認の通知) 第5条 議長は、旧姓の使用を承認したときは、旧姓使用承認通知書(様式第2号)により、当該議員に通知するものとする。</p> <p>(中止届) 第6条 議長の承認を受けて旧姓を使用している議員が、その使用を中止しようとするときは、旧姓使用中止届(様式第3号)を議長に提出しなければならない。</p> <p>(報告) 第7条 議長は、旧姓の使用を承認したとき又は旧姓使用中止届を受領したときは、議会運営委員会に報告するものとする。</p> <p>(責務) 第8条 旧姓を使用する議員は、旧姓を使用するに当たっては、議会活動及びその関連する事務処理に誤解や混乱が生じないように努めなければならない。</p> <p>(疑義の決定) 第9条 この要綱の疑義は、議長が決するものとする。</p> <p>附 則 (適用期日) この要綱は、平成11年5月14日から適用する。</p> <p>別 表(第3条関係)</p> <p>1 履歴に関する届出書類 2 身分に関する証明書類 3 辞表 4 議員報酬、期末手当等の支給に関する書類 5 源泉徴収票の名義 6 団体傷害補償制度加入申請書 7 人間ドック受診関係書類 8 海外渡航関係書類 9 都道府県議会議員共済会に関する各種届出書 10 在職証明書等各種証明書 11 叙勲等表彰の申請書類 12 その他、旧姓使用によって、実務上の混乱が生ずるおそれがあると議長が判断するもの</p> <p>政治分野の男女共同参画のために実施していること</p>	

**問20 地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)への、男女共同参画担当部局又は男女共同参画センターの具体的な役割の明確な位置付け**

1	<p>1. 位置付けられた規定がある。</p> <p>2. 位置付けられていない。</p> <p>3. その他(不明等)〔 〕</p>
計画、指針名	新潟県地域防災計画
該当部分の規定	<p>第1章第2節 「県民及び防災関係機関等の責務と処理すべき業務又は業務の大綱」 1(略) 2 防災関係機関及び県民の責務 (1)県 県は、市町村を包含する広域的地方公共団体として、大規模災害から県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を保護するため、以下の対策を講じる。 ア・イ(略) ウ 災害時対応における女性の視点についての理解が促進されるよう、平常時から防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し、市町村へ情報提供するなど周知啓発を図る。また、女性センター・男女共同参画センター等(以下「男女共同参画センター」という。)が、災害対応力を強化する女性の視点に関する学びの機会の提供等の周知啓発活動ができるよう、男女共同参画担当部局は、支援に努める。 エ～カ(略)</p>

調査時点コード: 2

1. 2023年4月1日 2. その他(西暦) ( 2023年6月1日 )

1. 都道府県における首長等の状況(2023年7月1日時点)

知事	2	1. 女性 2. 男性	任期: 2022年6月10日	~	2026年6月9日
副知事	2人	(女性 0人、男性 2人)			

2. 法律又は政令により地方公共団体に置かなければならない審議会等の委員数等

※ 現在設置していないもの、又は審議会委員の任命をおこなっていないものには設置欄に×を付しています。

設置	審議会等名	委員総数(人)	うち女性委員数(人)	女性委員の割合(%)	備考
	1 都道府県防災会議(会長を含む)	74	13	17.6	
	都道府県防災会議(委員のみ)	73	13	17.8	
内 訳	1号 当該都道府県の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関の長又はその指名する職員	19		0.0	
	2号 当該都道府県を警備区域とする陸上自衛隊の方面総監又はその指名する部隊若しくは機関の長	1		0.0	
	3号 当該都道府県の教育委員会の教育長	1		0.0	
	4号 警視総監又は当該都道府県の道府県警察本部長	1		0.0	
	5号 当該都道府県の知事がその部内の職員のうちから指名する者	15	4	26.7	
	6号 当該都道府県の区域内の市町村の市町村長及び消防機関の長のうちから当該都道府県の知事が任命する者	4		0.0	
	7号 当該都道府県の地域において業務を行う指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから当該都道府県の知事が任命する者	25	4	16.0	
	8号 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうち当該都道府県の知事が任命する者	7	5	71.4	
2	国土利用計画地方審議会	13	7	53.8	
	3 土地利用審査会	7	5	71.4	
	4 都道府県交通安全対策会議	27	4	14.8	
×	5 自然環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関(旧 自然環境保全審議会) ※6の審議会と統合している場合は6に人数を記入。当欄は空欄とし、備考欄に「6と統合」と記入する。				
	6 環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関(旧 環境審議会)	39	18	46.2	
	7 精神医療審査会	25	11	44.0	
×	8 都道府県生活衛生適正化審議会				
	9 都道府県医療審議会	20	7	35.0	
	10 准看護師試験委員会	6	3	50.0	
×	11 麻薬中毒審査会				
	12 地方社会福祉審議会	18	12	66.7	
	13 障害者に関する審議会その他の合議制の機関	19	10	52.6	
	14 国民健康保険事業の運営に関する協議会	11	5	45.5	
	15 国民健康保険審査会	9	3	33.3	
×	16 都道府県農業共済保険審査会				
	17 都道府県森林審議会	15	5	33.3	
	18 都道府県建設工事紛争審査会	12	4	33.3	
	19 建築審査会	7	3	42.9	
	20 都道府県建築士審査会	7	4	57.1	
	21 都道府県都市計画審議会	21	4	19.0	
	22 開発審査会	5	2	40.0	
	23 私立学校審議会	14	7	50.0	
	24 石油コンビナート等防災本部	34	2	5.9	
	25 公害健康被害認定審査会	11	1	9.1	
×	26 窒素酸化物総量削減計画又は粒子状物質総量削減計画に定められるべき事項について調査審議する協議会(旧 総量削減計画策定協議会)				
×	27 都道府県児童福祉審議会				
	28 地方港湾審議会	20	6	30.0	
×	29 土地区画整理審議会				
	30 教科用図書選定審議会	20	12	60.0	
	31 介護保険審査会	18	8	44.4	
	32 都道府県固定資産評価審議会	10	5	50.0	
	33 感染症の診査に関する協議会	54	16	29.6	
	34 警察署協議会	245	100	40.8	
×	35 土地収用事業認定審議会				
×	36 住民基本台帳法 本人確認情報の保護に関する審議会				
	37 都道府県国民保護協議会	59	8	13.6	
	38 地方独立行政法人評価委員会	8	4	50.0	
×	39 市街地再開発審査会				
×	40 都道府県職員委員会				
×	41 自然再生協議会				
	42 審議会その他の合議制の機関(※公益認定等)	5	3	60.0	
	43 後期高齢者医療審査会	9	2	22.2	
	44 留置施設視察委員会	5	2	40.0	
	45 傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に関する基準の協議並びに実施基準に基づく傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に係る連絡調整を行うための協議会	36	14	38.9	
	46 指定難病審査会	14	1	7.1	
	47 小児慢性特定疾病審査会	5	1	20.0	
	48 行政不服審査会	6	3	50.0	
×	49 地域医療対策協議会				
×	50 幼保連携型認定こども園に関する審議会その他の合議制の機関				
	51 がん登録審査会	7	2	28.6	
	52				
	53				
	54				
	合計	915	317	34.6	
	女性委員0の審議会数	0			

## 3. 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等の委員数

	委員会等名	委員総数 (人)	うち女性委員数 (人)	女性委員の割合 (%)	備考
1	教育委員会	5	2	40.0	
2	選挙管理委員会	4	0	0.0	
3	人事委員会	3	1	33.3	
4	監査委員	4	1	25.0	
5	公安委員会	5	2	40.0	
6	都道府県労働委員会	15	4	26.7	
7	収用委員会	7	1	14.3	
8	海区漁業調整委員会	25	2	8.0	
9	内水面漁場管理委員会	10	2	20.0	
	合 計	78	15	19.2	
	女性委員0の委員会数	1			